

住居確保給付金のしおり

【 家 賃 補 助 】

（令和 8 年 7 月 1 日改正）

三木市 健康福祉部 福祉課

〒673-0492 三木市上の丸町 1 0 番 3 0 号

TEL 0794-82-2000（代表）

住居確保給付金とは

離職、自営業の廃止又は個人の責に帰すべき理由・都合によらない就業機会等の減少により離職や廃業と同程度の状況になり経済的に困窮し、住居を喪失した方又は住居を喪失するおそれのある方に対し、家賃相当分の住居確保給付金を支給することにより、これらの者の住居及び就労機会等の確保に向けた支援を行います。

○ 支給額

(1) 世帯収入額が基準額(表1)以下の場合

家賃額(管理費、共益費等を除く)を支給 (ただし、住宅扶助額(表2)が上限)

(2) 世帯収入額が基準額(表1)を超える場合

基準額(表1)＋家賃額(管理費、共益費等除く)－世帯収入額 を支給(100 円未満切上)
(ただし、住宅扶助額(表2)が上限)

(表1) 基準額 世帯人数に応じ、次の表のとおり。

世帯人数	基準額	世帯人数	基準額
1 人	86,000 円	6 人	242,000 円
2 人	124,000 円	7 人	275,000 円
3 人	147,000 円	8 人	308,000 円
4 人	175,000 円	9 人	337,000 円
5 人	209,000 円	10 人	366,000 円

(表2) 住宅扶助額(上限額) 世帯人数に応じ、次の表のとおり。

世帯人数	基準額
1 人	32,300 円
2 人	39,000 円
3～5 人	42,000 円
6 人	45,000 円
7 人以上	50,400 円

○ 支給期間

3 か月(一定の要件を満たす場合には、申請により、3 か月ごとに 9 か月までの範囲内で支給期間を延長することができる)

○ 支給方法

原則として、三木市から、不動産仲介業者等の口座へ振り込む代理受領とします。

住居確保給付金を受けるには、次のような要件があります

申請時に以下のア～ケのいずれにも該当する方が対象となります。

ア 離職・廃業（以下「離職等」という）又はやむを得ない休業等（本人の疾病等は除く）により経済的に困窮し、住居を喪失した方又は住居喪失のおそれがある方。

イ 離職等の場合は、申請日において、離職等の日から 2 年以内であること。ただし、当該期間に、疾病、負傷、育児その他福祉事務所設置自治体がやむを得ないと認める事情により引き続き 30 日以上求職活動を行うことができなかった場合は、当該事情により求職活動を行うことができなかった日数を 2 年に加算した期間とするものとし、その加算された期間が 4 年を超えるときは、4 年とする。

やむをえない休業等の場合は、申請日の属する月において、就業している個人の給与その他の業務上の収入を得る機会が当該個人の責めに帰すべき理由、都合によらないで減少し、当該個人の就労の状況が離職又は廃業の場合と同等程度の状況にあること。

ウ 離職等の場合は、離職等の日において、その属する世帯の生計を主として維持していたこと。

やむを得ない休業等の場合は、申請日の属する月において、その属する世帯の生計を主として維持していること。

エ 申請日の属する月における、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入の合計額が、次の表の収入基準額（基準額に申請者の居住する賃貸住宅の家賃額を合算した額）以下であること。ただし、家賃額は住宅扶助額を上限とする。

世帯人数	収入基準額（基準額＋家賃額）	収入基準額（上限額）
1 人	86,000 円＋家賃額（上限 32,300 円）	118,300 円以下
2 人	124,000 円＋家賃額（上限 39,000 円）	163,000 円以下
3 人	147,000 円＋家賃額（上限 42,000 円）	189,000 円以下
4 人	175,000 円＋家賃額（上限 42,000 円）	217,000 円以下
5 人	209,000 円＋家賃額（上限 42,000 円）	251,000 円以下
6 人	242,000 円＋家賃額（上限 45,000 円）	287,000 円以下
7 人	275,000 円＋家賃額（上限 50,400 円）	325,400 円以下
8 人	308,000 円＋家賃額（上限 50,400 円）	358,400 円以下
9 人	337,000 円＋家賃額（上限 50,400 円）	387,400 円以下
10 人	366,000 円＋家賃額（上限 50,400 円）	416,400 円以下

オ 申請日における、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の所有する金融資産の合計額が次の表の金額(基準額×6)以下であること。ただし、100 万円を超えないものとする。

世帯人数	金融資産の合計額
1 人	516,000 円以下
2 人	744,000 円以下
3 人	882,000 円以下
4 人以上	1,000,000 円以下

カ 公共職業安定所等に求職の申込みをし、誠実かつ熱心に常用就職を目指した求職活動を行うこと。ただし、上記アのやむを得ない休業等に該当する方であって、自立に向けた活動を行うことが当該者の自立の促進に資すると三木市が認める場合は、申請日の属する月から起算して 3 か月間(支給期間を延長する場合であって、引き続き当該取組を行うことが当該者の自立の促進に資すると三木市が認めるときは、6 か月間)に限り、当該取組を行うことをもって、当該求職活動に代えることができる。

キ 自治体等が法令又は条例に基づき実施する離職者等に対する住居の確保を目的とした類似の給付等を、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者が受けていないこと。

ク 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 6 号に規定する暴力団員でないこと。

ケ 過去に住居確保給付金を受けたことがない、又は過去に住居確保給付金を受けたことがあるが、再支給の要件に該当すること。

住居確保給付金の申請をするために必要なもの

- ① **住居確保給付金支給申請書(様式第 1 号)**【福祉課で配布します】
- ② **住居確保給付金申請時確認書(様式第 2 号)**【①と一緒に福祉課で配布します】
- ③ **本人確認書類**【次のいずれかをお持ちください】
 - 運転免許証、マイナンバーカード(個人番号記載面は不要)、一般旅券、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳、資格確認書、住民票の写し、住民票記載事項証明書、戸籍謄本、戸籍全部事項証明書、在留カード等
 - ※ ただし、顔写真のない証明書の場合は、二つ以上提出してください。
- ④ **離職等関係書類**
 - ・離職等の後 2 年以内(やむを得ない事情に該当する場合は 4 年)の者であることが確認できる書類(離職票等)の写し
 - (離職票、受給を終えた雇用保険受給資格者証等がない場合は、例えば、給与振込が一定の時期から途絶えている通帳の写しなど、離職者等であることが確認できる何らかの書類)
 - (やむを得ない事情の場合は、医師の証明書、その他事実を証明できる書類)又は
 - ・給与等を得る機会が当該個人の責に帰すべき理由、当該個人の都合によらないで減少し、離職等と同程度の状況にあることが確認できる書類の写し
 - (勤務日数や勤務時間の縮減が確認できる雇用主から提示されたシフト表等。個人事業主においては、店舗の営業日や営業時間の減少が確認できる書類や、請負契約により収入を得ている場合は、注文主からの発注の取り消しや減少が確認できる書類等。さらにこのような書類がない場合は申立書も可。)
- ⑤ **収入関係書類**
 - ・申請者及び申請者と同一世帯に属する者のうち、収入がある者について、収入が確認できる書類の写し
 - ※給与明細書(直近 3 か月分)、預貯金通帳の収入の振込の記帳ページ、雇用保険の失業給付等を受けている場合は「雇用保険受給資格証明書」、年金や福祉手当等を受給している場合は、当該支給額が分かる支給通知書等
- ⑥ **預貯金関係書類**
 - ・申請者及び同一世帯に属する者の金融機関の通帳等の写し
 - (web のみで管理している場合は、その画面の写し)

住居確保給付金の申請から決定まで

◆住居を喪失している方の場合

1 住居確保給付金の支給申請

- 申請書に必要な書類(P5 参照)を添えて、福祉課へ提出してください。
(原則として、「新たに確保しようとする住居の所在地の市役所」への申請となります。)
- 申請書が提出されますと、次の用紙をお渡しします。
 - ①「住居確保給付金支給申請書(様式第 1 号)」の写し・・・不動産業者等提出用
 - ②「入居予定住宅に関する状況通知書(様式第 3 号)」・・・不動産業者等提出用
- 住居確保給付金の支給開始までの生活費が必要な方は、臨時特例つなぎ資金(P12 参照)の借入れ申込みを行うことができます。(※社会福祉協議会の審査があります。)

2 求職申込み

- ハローワークにて求職申込みを行い、求職受付票をもらってください。

3 入居予定住宅の確保

- 不動産業者等に申請書の写しを提示して、賃貸住宅を探し、住居確保給付金支給決定等を条件に入居可能な賃貸住宅を確保してください。家賃額(管理費・共益費を除く。)が住居確保給付金の上限額以内(P2 の表 2 参照)の住宅に限ります。
- 敷金・礼金などの入居初期費用について、社会福祉協議会の総合支援資金貸付(住宅入居費)を利用する場合はその旨を不動産業者等にお伝えください。
- 入居可能な住宅を確保した場合には、不動産業者等から「入居予定住宅に関する状況通知書(様式第 3 号)」への記載及び交付を受けてください。

4 住居確保給付金の確認書類の提出

次の書類を福祉課へ提出してください。

- ①「入居予定住宅に関する状況通知書(様式第 3 号)」(不動産業者記入済み分)
- ② 求職受付票(ハローワーク)の写し

5 住居確保給付金の審査

申請に必要な書類が全て提出された段階で審査を行います。

- 申請内容が適正であると判断された場合は、「住居確保給付金支給対象者証明書(様式第 7 号)」にあわせて「住居確保報告書(様式第 9 号)」が福祉課より交付されます。
- 支給が認められないと判断された場合、「住居確保給付金不支給通知書(様式第 8 号)」が交付されます。この場合、福祉課から不動産業者等に不支給の旨を連絡します。
※敷金、礼金等の初期費用の捻出が困難な方、住居確保給付金受給中の生活費にお困りの方は、P12 を参照してください。

6 賃貸借契約の締結

- 「入居予定住宅に関する状況通知書(様式第 3 号)」の交付を受けた不動産業者等に対し、「住居確保給付金支給対象者証明書(様式第 7 号)」を提示し、予定していた賃貸住宅に関する賃貸借契約を締結してください。この際、総合支援資金(住宅入居費)の借入申込みをしている場合は、その写しも提示してください。
- 総合支援資金(住宅入居費)の借入申込みをしている方の場合、本賃貸借契約は、原則として「停止条件付き契約(初期費用となる貸付金が振り込まれたことが確認された日をもって効力が発生する契約)」となります。
- なお、総合支援資金(住宅入居費)を活用せず、初期費用を自分で用意可能な方の場合には、通常契約と考えられますが、混乱を防ぐため住居確保給付金対象者については、全て停止条件付きの契約とする不動産業者等もあると考えられます。
- 社会福祉協議会の総合支援資金(住宅入居費)の借入申込みをしている方は、契約締結後、賃貸借契約書の写しを福祉課に提出していただきます。審査を経て総合支援資金(住宅入居費)が決定され、住宅入居費が業者に振り込まれます。その時点をもって停止条件付きの賃貸借契約の効力が発生しますので、業者との間で入居に関する手続きを行ってください。

7 住宅入居後

- 住宅入居後 7 日以内に、賃貸住宅に関する賃貸借契約の写し及び新住所における住民票の写しを添付し、「住居確保報告書(様式第 9 号)」を福祉課へ提出してください。

8 支給の決定

- 「住居確保給付金支給決定通知書(様式第 10 号)」が交付されます。また、「求職活動等状況報告書(様式第 10 号の 2)」、「職業相談確認票(様式第 11 号)」、「住居確保給付金常用就職活動状況報告書(様式第 12 号)」、「常用就職届(様式第 13 号)」、「収入報告書」をお渡しします。
- 「住居確保給付金支給決定通知書(様式第 10 号)」の写しを不動産業者等に対して、福祉課から提出します。

9 支給開始

- 入居に際して初期費用として支払いを要した月分の賃料の翌月以降分から支給します。

◆住居を喪失するおそれのある方の場合

1 住居確保給付金の支給申請

- 申請書に必要書類(P5 参照)を添えて、福祉課へ提出してください。
- 申請書の写しの交付にあわせて、「入居住宅に関する状況通知書(様式第 3 号)」の用紙が配布されます。

2 求職申込み

- ハローワークにて求職申込みを行っていただき、求職受付票をもらってください。

3 貸主との調整

- 貸主又は貸主から委託を受けた事業者から「入居住宅に関する状況通知書（様式第 3 号）」への記載及び交付を受けてください。

4 住居確保給付金の確認書類の提出

次の書類を福祉課へ提出してください。

- ① 「入居住宅に関する状況通知書（様式第 3 号）」（不動産業者記入済み分）
- ② 賃貸契約書の写し
- ③ 求職受付票（ハローワーク）の写し

5 住居確保給付金の審査、支給決定

- 審査の結果、支給が認められた場合は、「住居確保給付金支給決定通知書（様式第 10 号）」が交付されます。
- 「求職活動等状況報告書（様式第 10 号の 2）」、「職業相談確認票（様式第 11 号）」、「住居確保給付金常用就職活動状況報告書（様式第 12 号）」、「常用就職届（様式第 13 号）」、「収入報告書」をお渡しします。
- 「住居確保給付金支給決定通知書（様式第 10 号）」の写しを福祉課より不動産媒介業者等に通知します。
- 支給が認められないと判断された場合、「住居確保給付金不支給通知書（様式第 8 号）」が交付されます。その場合は、住宅を確保している不動産媒介業者等に不支給となった旨を福祉課より通知します。

※住居確保給付金期間中の生活費が必要な方は、P12 を参照してください。

住居確保給付金受給中の留意事項

◆義務

- 支給期間中は、ハローワークの利用、福祉課の就労支援員の助言、その他様々な方法等により、常用就職に向けた就職活動を行ってください（給付金支給の延長の要件にもなります）。
- 職業相談をする者は毎月 2 回以上、ハローワークへ出向いて職業相談を受ける必要があります。「職業相談確認票（様式第 11 号）」にハローワーク担当者からの確認印を受け、職業相談内容を自ら記入してください。
自立に向けた活動者は、原則月 1 回以上、経営相談先へ面談等の支援を受ける必要があります。まず「自立に向けた活動計画（参考様式 10）」を作成し、「自立に向けた活動状況報告書（参考様式 11）」を毎月提出してください。
- 職業相談をする者は、原則週 1 回以上、求人先へ応募又は求人先の面接を受け、その就職活動の状況を「住居確保給付金常用就職活動状況報告書（様式第 12 号）」に記入し毎月提出してください。
- 月 4 回以上、福祉課の就労支援員等による面接等の支援を受ける必要があります。「職業相談確認票（様式第 11 号）」又は「自立に向けた活動状況報告書（参考様式 11）」を支援員へ提示して活動状況を報告してください。

◆常用就職した場合は届出が必要です

- 給付金決定後、常用就職（雇用契約において、期間の定めがない又は 6 か月以上の雇用期間が定められているもの）した場合は、「常用就職届（様式第 13 号）」を福祉課へ提出してください。

◆一定の要件を満たせば延長・再延長が可能です

- 住居確保給付金の受給期間が終了する際に、一定の要件を満たしていれば、3 か月を、2 回まで延長することが可能です。
【要件】
 - ・受給中に誠実かつ熱心に就職活動を行っていたこと
 - ・世帯の収入と預貯金等の金融資産が一定額以下であること
- 住居確保給付金の受給期間の延長又は再延長を希望される場合は、当初の受給期間の最終月になったら、収入と預貯金等の金融資産が分かる書類を準備して、福祉課へお越しください。

◆支給額を変更できる場合があります

- 原則として支給決定後の支給額の変更は行いませんが、以下の場合に限り、支給額の変更が可能です。
 - ア 住居確保給付金支給対象賃貸住宅の家賃額が変更された場合
 - イ 世帯収入額が基準額を下回った場合で、かつ、支給額が上限額(住宅扶助基準に基づく額)に達していない場合
 - ウ 借主の責によらず転居せざるを得ない場合又は福祉課等の指導により同一の自治体内での転居が適当である場合
 - エ 貸主等への賃料の支払い方法について、変更の手続きを行い、代理受領の方法によることとなった場合
- 申請書を提出する必要がありますので、家賃が変わった又は収入が下がったことが証明出来る書類をお持ちのうえ、福祉課にお越しください。

◆住宅確保給付金を中止する場合があります

- 毎月 2 回以上のハローワークでの就職相談、毎月 4 回以上の福祉課の就労支援員による面接等又は原則週 1 回以上の求人先への応募・面接を行う等、就職活動を怠る方については、支給を中止します。
- 福祉課が策定したプランに従わない場合は、支給を中止します。
- 受給中に就労により得られた収入が一定額(P3 の収入基準額)を超えた場合は、原則その収入が得られた月から支給を中止します。
- 住宅を退去した者(借主の責によらず転居せざるを得ない場合又は福祉課等の指導により同一の自治体内での転居が適当である場合を除く)については、退去した日の属する月の翌月の家賃相当分から支給を中止します。
- 支給決定後、虚偽の申請等不適正な受給に該当することが明らかになった場合は、直ちに支給を中止します。
- 受給者及び受給者と同一の世帯に属する者が暴力団と判明した場合、禁錮刑以上の刑に処された場合は支給を中止します。
- 生活保護費を受給した場合は支給を中止します。
- 支給を中止する場合には、「住居確保給付金支給中止通知書(様式第 20 号)」を交付します。

◆住宅確保給付金を徴収する場合があります

- 住居確保給付金の支給中に虚偽の申請等不適正受給に該当することが判明した場合には、既に支給した給付について徴収するとともに、以降の住居確保給付金の支給も中止することとなります。

住居確保給付金の再支給について

- 支給が終了した月の翌月から起算して 1 年を経過しており、かつ以下の要件のいずれかに該当すれば再度支給を受けることが出来ます。
 - ① 住居確保給付金の支給期間の終了後に、新たに解雇（本人の責による理由によるものを除く）された者
※あらかじめ雇用期間が決まっていて、更新のないことに合意していた場合は、会社都合の解雇には当たりません。
 - ② 事業を行う者が、事業を廃止した場合（本人の責による理由又は本人の都合によるものを除く）
 - ③ 本人の責によらない理由又は本人の都合によらず離職・廃業と同程度まで収入が減少した場合
 - ④ P3～4 の「住居確保給付金を受けるには、次のような要件があります」のア～ケのいずれにも該当する方
- 支給額、支給期間は、P2 の支給額、支給期間によります。

資産、収入の状況等を調査することがあります

- 住居確保給付金の支給に関して必要な範囲で、資産又は収入の状況につき、官公署、銀行、事業主等に対して、資料の提供や報告を求めることがあります。また、居住する賃貸住宅の家主等に入居状況について報告を求めることがあります。

住宅の初期費用及び生活費が必要な方は

賃貸住宅への入居には敷金・礼金等のいわゆる「初期費用」が必要となります。「初期費用」への対応が困難な方や、住居確保給付金受給中の生活費が必要な方は、社会福祉協議会の「生活福祉資金（総合支援資金）」を活用できる場合があります。

（※ただし、社会福祉協議会の審査があります。）

◆生活福祉資金（総合支援資金）とは

三木市社会福祉協議会（総合保健福祉センター内）に担当窓口が設置されています。

生計中心者の失業等によって、生計維持が困難となった世帯に対し、新たな仕事を探し、生活再建を行う間の生活費など必要な費用を貸し付け、自立に向けた取り組みを支援することを目的とした制度です。

65 歳未満の方や失業等から 2 年以内などの貸付条件があります。

(1) 生活支援費：単身世帯・月 15 万円以内、複数世帯・月 20 万円以内

(2) 住宅入居費：40 万円以内

(3) 一時生活再建費：60 万円以内

※貸付利率は無利子（連帯保証人を立てられない場合は年 1.5%）

住居確保給付金支給までの生活費が必要な方は

住宅を喪失している方であって、住居確保給付金を受給するまでの間の生活費が必要な方は、社会福祉協議会の「臨時特例つなぎ資金貸付」制度があります。

（※ただし、社会福祉協議会の審査があります。）

◆臨時特例つなぎ資金貸付とは

公的給付等による支援を受けるまでの間の当面の生活に要する費用の貸付を行います（10 万円以内）。

※貸付利子：無利子、連帯保証人不要